

平成21年12月21日
国土交通省関東地方整備局
建政部建設産業第一課

建設企業の成長分野展開を支援する相談体制の整備等について

今般、「緊急雇用対策」（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）により、「成長分野展開を図ろうとする建設企業の試行的取組に対する支援、相談体制の整備、情報の周知、共有化」及び「成長分野への展開に必要な教育訓練の支援」を推進することとされるとともに、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）により、「建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進」を図ることとされました。

これを受け、国土交通省においては、現在実施している[ワンストップサービスセンター事業](#)を以下のとおり拡充等することといたしましたのでお知らせいたします。

1. 専門家派遣による経営相談の拡充

これまで年度内2回を限度としていた専門家派遣による無料経営相談を、成長分野展開に関する相談については、年度内4回まで実施することとします。

2. 窓口における情報提供・相談内容

建設業総合相談受付窓口においては、経営相談として、以下のような情報提供・相談にも対応いたします。

- ・ 成長分野展開に活用可能な他省庁所管の支援制度
- ・ 雇用維持・能力開発に資する雇用調整助成金、建設教育訓練助成金等の各種支援制度
- ・ 地域建設業経営強化融資制度、下請資金繰り支援事業、緊急保証制度、セーフティネット貸付制度等の資金繰り支援制度

【本件に関する問い合わせ】

関東地方整備局 建政部 建設産業第一課
課長補佐 若尾 昌治（内線6143）
電話 048-601-3151（代表）